

## ■【トピックス】

### 最終号！



継続は力なりで、このニュースレターも200号まで続けてこられました。月刊の発行ですが常に皆様にお知らせするいいテーマがないかと考えていました。その面でも勉強になったニュースレターでした。

しかし、すべてものには終わりがあります。中途半端に途絶えてしまうのではなく、キチンとした形で終わることが大切だと考えています。このニュースレターも本号をもって最終号となります。ありがとうございました。

## ■【今月のキーワード】

### 中小企業

中小企業といっても法律によってその定義が異なります。法人税法では資本金の金額が1億円以下の法人と定義されています。また、中小企業基本法では、業種区分ごとに資本金額と従業員数を基準にして中小企業を定義しています。たとえば、「製造業その他」の業種では、資本金3億円以下又は従業員数300人以下が中小企業と定義されています。中小企業は大企業に比べ、法人税負担の軽減措置や各種補助金の給付対象になります。ただ、この区分は形骸化している面もあります。

## ■【ビジネス・アイ】

### 中小企業

社長 「世間ではジャニーズ事務所の問題で大変なことになっているね」

花野 「そうですね。子どもに対する性加害は許されるものではありませんね」

社長 「それに事業承継税制を使って巨額の相続税の支払いを免れていたというじゃない」

花野 「中小企業ということで相続税の納税猶予を受けているようですね。ただ、今回の件で納税猶予の要件を満たさなくなりそうなので、猶予されていた相続税の支払いが求められることになりそうですね」

社長 「そうなんだ。被害者への補償に影響しないといんだけどね」

花野 「そうですね。ただ会社がつぶれようと、最優先で国税は支払ないといけないので、その点では被害者への補償金額に影響がでるかもしれませんね」

社長 「報道だとジャニーズ事務所の売上が1000億円以上とかいっていたけど、われわれのような中小企業と同じ扱で事業承継税制が適用できるというのも納得がいかないね」

花野 「そうですね。税制の優遇措置は資本金の大きさに会社規模を区分することが多いですから、資本金を操作して優遇措置を受けるといことができたりするので不合理な面がありますね」

社長 「税法も中小企業の定義も見直してほしいね」

花野 「公平性の観点からも検討してほしいですね」

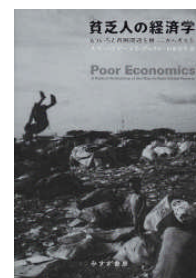
## ■【今月の1冊】

### 『貧乏人の経済学』

A・V・バナジー&E・デュフロ 著  
みすず書房 ¥3000

地球上で位置的に南にある発展途上国は、長年にわたり、先進国から援助を受けてきましたが、未だに貧困が解消できていません。

どうして多額の支援が実を結ばないのか、その理由をノーベル経済学賞受賞者が行動経済学の視点から解き明かしています。その原因は人々の行動にありました。思い込みや先入観が人々を貧困に陥らせていました。



## ■【編集後記】

冒頭に書きましたように、このニュースレターも今号で最後になります。長年にわたりご愛読いただきありがとうございました。読者の皆様に支えられてここまで続けていくことができました。これからは違った形で情報発信していきたいと思えます。

## 『経営のセカンド・オピニオン』 vol.199 毎月1日発行)

●定価：2,400円/年 ●発行日：2023.10.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808